

平成 28 年 4 月 19 日

池友会健康保険組合
理事長職務執行者
社会医療法人財団池友会
理事長 蒲池 眞澄



池友会健康保険組合の組合規約について

標記の件について、健康保険法施行令第 3 条の規定により、当健康保険組合の規約を制定しましたので公告します。

尚、規約に関するお問い合わせは、健康保険組合事務局へお願い致します。

以上